PAGE. 1/ 1
0256723321
西蒲民主商工会
2018.03.22 11:01

西蒲民商ニュース
2018年3月26号
西蒲区巻甲2573−5
TEL 72−3372
FAX72−3321

増税と改憲阻止を 全商連第53回新潟総会成功へ！

平成29年度分確定申告も無事終了しました。今年は、森友学園の「公文書改ざん」に関わって佐川国税庁長官が辞任する異例の申告でした。

こうした中で、5月26日～28日まで全商連第53回総会が新潟市で行われます。

今回の全商連総会は、

①安倍内閣が強引に進める、消費税10％増税とインボイス制度の導入を阻止すること。

②中小業者の要求実現の場として民商の支部・班を一層強化すること。特に西蒲民商の長年の課題である支部を作っていくこと

③西蒲民商を強く大きくしていく大きな意義があります。

確定申告は終了しても所得税・消費税の支払いや融資、労働保険等で悩んでいる業者はたくさんいます。会員の皆さんの声かけをお願いします。

複数税率とインボイス 4・8消費税学習会

安倍内閣は、2019年10月～消費税10％と複数税率、インボイス制度の導入を決定しました。

◎軽減税率の対象は？

◎インボイス制度の問題点、免税業者（売上一千万円以下）の業者はどうなる。

【4月8日（日）午後1時半～】

【新潟市・ANAクラウンプラザホテル】

万代5（TEL025−245−333）

【講師】 湖東（ことう） 京至（きょうじ）（税理士）

だれでも参加できます。

【確定申告後の注意点】

◎マイナンバーについて

巻税務署は集団申告で「マイナンバーの記載が必要」のチラシを配布しました。

巻税務署との交渉では、「マイナンバーの記載はなくとも、申告書を受け取り、不利益はない」と回答しています。マイナンバー制度の廃止を求めて行きましょう。

◎収支内訳書について

これは、1984年に法定化されましたが「中小業者の過大な負担にならないようにする」との国会決議が行われました。提出しなくても罰則や不利益はありません。毎日の記帳を収支内訳書に反映させることも大事です。収支内訳書の記入や提出は、納税者の判断で行いましょう。

◎税務調査等

4月～5月にかけて税務調査や呼び出しがあります。税務調査は、

①事前通知②調査の税目③調査年度④調査理由など10項目を納税者に明らかにする必要があります。調査があったらお近くの役員や民商に連絡しましょう。